

～平成29年4月診療分から使用いただく「領収証明書」等(紙媒体)の新様式について～

●「領収証明書(単票)」、「領収証明書送付書」、「電子媒体送付書」(紙媒体)をコンピュータで作成されている医療機関様へ

平成28年10月開催の説明会で配布しました福祉医療費助成制度の手引き(第5章)で御案内しましたとおり、鈴鹿市内医療機関に限り、平成29年4月診療分からは現物給付方式に対応した新様式の「領収証明書(単票)」、「領収証明書送付書」、「電子媒体送付書」を使用いたします。新様式では、現物給付方式に対応するため、助成種別「4 その他1」について、従来の項目「伊勢市-寡婦」、「紀宝町-老人」に、新たな項目「鈴鹿市-現物給付0-3歳」が加わります。

「領収証明書(単票)」、「領収証明書送付書」、「電子媒体送付書」をコンピュータで作成されている医療機関様におかれましては、新様式を導入するためのコンピュータの改修が必要な場合もございます。(詳細は医療機関コンピュータシステム会社の御担当者様にお問い合わせください。)

原則としては、新様式の「領収証明書(単票)」、「領収証明書送付書」、「電子媒体送付書」をお使いいただくようお願いしておりますが、医療機関様によっては、コンピュータの都合上、新様式を導入できないことも考えられるため、やむを得ない場合には、従来の様式も使用を可能といたします。

なお、従来の様式を使用する場合、新たな項目「鈴鹿市-現物給付0-3歳」の記載がなくとも、現物給付方式で助成を行う受給者につきましては、必ず助成種別を「4 その他1」としていただきますようお願いいたします。

また、償還払い方式で助成を行う受給者につきましては、これまでと同様に「2 一人親家庭等」や「3 子ども」等としていただきますようお願いいたします。

※「領収証明書(単票)」、「領収証明書送付書」、「電子媒体送付書」以外の用紙については、変更はございません。

【新様式(領収証明書(単票))の例。他二種の用紙についても同様】

| | |
|---|--|
| 福祉医療費領収証明書 | |
| 鈴鹿市(町)長様 | (福祉医療費助成申請書) (申請者記入欄) 下記の医療費にかかる福祉医療費の交付を申請します。 平成 年 月 日 |
| 1 障がい者 2 一人親家庭等 3 子ども 4 その他1 (伊勢市-寡婦、紀宝町-老人、 <u>鈴鹿市-現物給付0-3歳</u>) 5 その他2 (伊勢市-好意者・精神障害者、 <u>紀宝町-寡婦</u>) | 住所 〒 氏名 |
| ※ 該当する番号を○で囲ってください。 | 市町コード |
| 受給者 | 生年月日 |
| 平成 年 月 日 | 昭和 年 月 日 |

原則、新たな項目「鈴鹿市-現物給付0-3歳」が加わった新様式をお使いください。

(裏面へ続き表示)

【従来の様式(領収証明書(単票))の例。他二種の用紙についても同様】

| | |
|--|--|
| 福祉医療費領収証明書 | |
| 鈴鹿市(町)長様 | (福祉医療費助成申請書) (申請者記入欄) 下記の医療費にかかる福祉医療費の交付を申請します。 平成 年 月 日 |
| 1 障がい者 2 一人親家庭等 3 子ども 4 その他1 (伊勢市-寡婦、紀宝町-老人) 5 その他2 (伊勢市-好意者・精神障害者、紀宝町-寡婦) | 住所 〒 氏名 |
| ※ 該当する番号を○で囲ってください。 | 市町コード |
| 受給者 | 生年月日 |
| 平成 年 月 日 | 昭和 年 月 日 |

やむを得ない場合には、従来の様式も使用可能です。
「鈴鹿市-現物給付0-3歳」の記載がなくとも、現物給付方式で助成を行う受給者につきましては、必ず助成種別を「4 その他1」としてください。

●医療機関様へ送付される領収書は、必ず「鈴鹿市-現物給付0-3歳」の記載をお願いします。

表面、医療機関様向けの案内文にもございますように、鈴鹿市内医療機関に限り、平成29年4月診療分からは現物給付方式に対応した新様式の「領収証明書(単票)」、「領収証明書送付書」、「電子媒体送付書」を使用いたします。新様式につきましては、三重県内統一の様式ではなく、鈴鹿市内医療機関に限った独自の様式となりますので、お手数をおかけしますが、コンピュータの改修に際しては、原則、以下のように地域ごとに様式を使い分けていただくようお願いいたします。

記

- ＜原則＞
- ・所在地が鈴鹿“市内”である医療機関のコンピュータ
⇒「鈴鹿市-現物給付0-3歳」が加わった新様式の領収証明書等を使用
 - ・所在地が鈴鹿“市外”である医療機関のコンピュータ
⇒「鈴鹿市-現物給付0-3歳」が加わっていない従来の様式の領収証明書等を使用

＜やむを得ない場合＞
コンピュータの都合上、上記のような地域ごとの使い分けが困難である等、やむを得ない場合は、鈴鹿市内医療機関、鈴鹿市外医療機関を問わず、三重県内統一的に、「鈴鹿市-現物給付0-3歳」が加わっていない従来の様式の領収証明書等を使用していただきますようお願いいたします。(※鈴鹿市内医療機関、鈴鹿市外医療機関を問わず、三重県内統一的に「鈴鹿市-現物給付0-3歳」が加わった新様式の領収証明書等を使用することは行わないようお願いいたします。)

なお、従来の様式を使用する場合でも、現物給付方式で助成を行う受給者につきましては、必ず助成種別を「4 その他1」としていただきますようお願いいたします。

鈴鹿市 健康福祉部 保険年金課 医療給付グループ
TEL 059-882-7827 FAX 059-882-9455